

令和4年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和4年6月17日 開会

令和4年6月21日 閉会

奈井江町議会

令和4年第2回奈井江町議会定例会

令和4年6月17日（金曜日）

午前9時58分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 令和3年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 2号 奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について
- 第 8 議案第 8号 町有財産の処分について
- 第 9 議案第 1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 2号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 3号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 4号 令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長相澤公
企画	財政課	参事小澤克則
総務	課	長辻脇泰弘
会計	管理者兼	会計課長横山誠
町	民	生活課長田野義美
建設	環境	課長加藤一之
産業	観光	課長石塚俊也
保健	福祉	課長鈴木久枝
教育	委員会	事務局長松本正志
町立	病院	事務長杉野和博
建設	環境	課課長補佐石川裕二
保健	福祉	課課長補佐辻脇真理子
保健	福祉	課課長補佐遠藤友幸
企画	財政	課課長補佐井上健二
代表	監査	委員中野浩二
農業	委員会	会長小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静	
議	会	庶	務	係	主	査	釣	本	真由美

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変ご苦勞様です。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番竹森議員、4番遠藤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から21日までの5日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承をお願いします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

改めまして、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和4年3月3日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容、1、議案分割について、2、議事日程について。

委員会開催日、令和4年3月16日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容、1、追加議案について。

委員会開催日、令和4年4月27日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について。調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和4年6月1日、調査事項、第3回臨時会に関する議会運営について。調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和4年6月13日、調査事項第2回定例会に関する議会運営について。調査内容、1、会期について、2、議案審議、審議順序について、3、町政一般質問について、4、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、5、会議案、調査について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番大関議員。大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。

それでは、私から、所管事務調査についての報告をいたします。

委員会開催日、4月15日、調査事項、調査第1号、公営住宅等の管理運営について。現地調査を含む。説明員調査内容については、記載のとおり。

意見・要望といたしまして、公営住宅、特定公共賃貸住宅などは、安全に住み続けられることが求められます。

これまで、公営住宅等長寿命化計画に基づき、屋根改修など良好な住宅・住環境の整備が進められてきたが、今後も計画的な修繕、コストの縮減など適正な維持管理とともに、高齢者、子育て世代等に配慮した住宅整備に努めていただきたい。

また、解体予定の住宅の住民の方へは、老朽化による事故が懸念されることから、引き続き町の方針を説明し、理解いただく努力を願いたい。

委員会開催日、4月15日、調査事項、調査第2号、障がい者福祉について。説明員調査内容については、記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、本町における障がい者手帳の所持の状況、障がい福祉サービスの利用・給付実績についての説明を受けた。

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障がいの種類や年齢にかかわらず共通のサービスが提供されることを目的とされており、本町においてはサービス体制の調整を進め、充足されるよう努めている。

今後においても、おもいやりの障がい福祉条例や障がい者福祉計画等の着実な推進により、障がい者の一人一人の権利が尊重される地域づくりを目指し、相談支援体制の充実に向け取組を一層進めていただきたい。

委員会開催日、5月19日、調査事項、調査第3号、学校経営について、現地調査を含みます。説明員調査内容については、記載のとおり。

意見・要望といたしまして、学校経営において、授業評価や学校評価の情報発信を学校全体で取り組まれ、保護者・地域に信頼される学校づくりに努めていることを評価するものである。

小中学校ともに統一された授業スタイルが実践されており、子どもたちの確かな学力につながることを期待するところであります。

また、タブレットの活用が進んでいることは大いに評価するところである。さらなる効果的な活用に向け、教職員の研修を進めていただきたい。

奈井江商業高校では、学校側のご理解をいただき視察を行った。

小中学校との連携をはじめ、地域づくりへの参画など、今後とも、教育活動、地域活動など大きいに期待するところである。

委員会開催日、5月27日、調査事項、調査第4号、町立国保病院の管理運営について、説明員調査内容については記載のとおりです。

意見・要望といたしまして、あり方検討委員会より答申を受けた提言の取組状況等が報告された。

様々な視点による提言について、取り組めるところから早期に着手したことは評価するところである。さらに経営の改善に向けて努めていただきたい。

また、発熱外来の実施、マイナンバーカードによる資格認証システムの活用なども報告されたが、病院利用者の利便性の向上についても、一層の努力を願いたい。

今後において、病院経営はさらに大変に厳しい状況におかれると考える。引き続き、地域において質が高く効率的な医療体制を確保し、自治体病院として町民の期待と信頼に応えることを期待する。

以上、常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

(広報常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について委員長の発言を許します。

広報常任委員長、4番遠藤議員。遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

3月16日、4月12日、4月20日、4月27日の計4回の委員会を開催し、議会だより第27号の誌面の構成、編集を行い、5月15日には議会だより第27号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

(10時07分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承をお願いしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

(10時20分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

令和4年第1回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、総務課の新型コロナウイルス感染症関係についてであります。北海道におけるまん延防止等重点措置が3月21日に解除となりましたが、その後、道内の感染者数は再び増加に転じ、町内においても感染者、濃厚接触者が継続的に確認される状態となりました。

このため、北海道における感染防止対策に基づき、普段から3密回避、手指消毒、換気の徹底、感染に不安を感じる時はワクチン接種に有無にかかわらず、検査を受けることなど、感染対策の徹底等について、町内回覧やホームページ、LINEなどで町民周知を行うとともに、職員に対しても注意喚起を行ってまいりました。

小中学校、こども園、町職員においても4月以降、感染者、濃厚接触者が確認され、基準に基づき自宅療養、自宅待機養成を行うとともに、児童生徒に対しては関係機関と協議の上、感染拡大防止の観点から小学校では学年閉鎖の後に学校閉鎖を、こども園においては対象クラスの閉鎖の対応を行ったところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてですが、医療機関等の連携・協力体制の下、現在のところ苦情や混乱はなく、順調に進んでおります。3回目のワクチン接種率は、6月8日時点で65歳以上の方が95.4%、18歳から64歳の方が83.5%、12歳から17歳の方が72.2%、対象者全体では88.6%の接種率となっております。4回目接種につきましては、町内回覧、ホームページ、LINEなどで既に周知をしておりますが、3回目接種後、5か月を経過された方のうち、60歳以上の方、18歳から59歳のうち基礎疾患をお持ちの方へ、6月中旬から順次接種券つき予診票を送付し、6月20日からコールセンターにて予約受付、7月5日から接種開始できるよう準備を進めております。

町民の皆様には、外出自粛や公共施設の利用制限など、再三にわたるご協力をいただいておりますが、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、密をさけるなど感染防止対策を徹底し、町内における感染防止に努めていただきますよう、お願いをいたします。

次に、企画財政課関係ですが、5月9日から3日間、空知町村会水田活用直接支払交付金に関する中央要望を行ってまいりました。要望には、空知管内14町の町長、副町長が参加し、森山裕自民党総務会長代行、中村裕之、武部新農林水産副大臣、渡辺孝一総務大臣政務官ほか、多くの国会議員と面談の場を設けて、米どころ空知の実情を説明し、農業者が希望を持って営農できる制度するよう、強く要望を行ったところであります。

次に、6月1日、一般社団法人ないえ共奏ネットワーク設立総会を開催しております。当法人は本年度から開始した奈井江版生涯活躍の町の官民連携による事業推進組織として町が設立をしたものであり、設立総会において代表理事に碓井副町長、専務理事に小澤参事を選任したところであります。当法人については、生涯活躍の町の事業の担い手として必要な体制整備を図りながら、町内関係者等と連携し、各事業の効果的、継続的な展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、建設環境課関係ですが、4月28日、3年ぶりの開催となる全町一斉クリーン作戦を実施いたしました。当日は、新型コロナウイルスに伴う学校閉鎖により、小学生の子どもたちは残念ながら参加することができませんでしたが、児童生徒に町内企業、一般の方を加えた約270名の方の参加をいただき、子どもたちの発案による環境美化活動を展開したところであります。

次に、教育委員会関係で報告書に記載はありませんけれども、奈井江商業高校についてご報告をいたします。同校の入学者数が昨年から今年にかけて、2年連続で20人未満となり、その存続について検討対象になっていたことから、4月13日、山口空知教育局長に、4月22日、倉本北海道教育委員会教育長に、それぞれ奈井江商業高校の存続に向けた要請活動を行ってまいりました。この後、教育長からも報告がありますが、道教委が6月7日に公表した次年度以降の公立高校配置計画案では、募集停止をする高校とはならず、1学級維持となったところであります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第2回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから第1回定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

4月1日、教職員辞令交付式で、今年度新たに赴任をした奈井江中学校の高杉直人校長のほか、菅原理恵教頭、奈井江小学校の内藤竜治教頭等11名の教職員に辞令交付を行っております。

7日、奈井江小中学校において、始業式と入学式が開催をされております。今年度の新入学者数は奈井江小学校が35、奈井江中学校が33、全校生徒数については奈小が186、奈中が95、両行ともに4名ずつの増となったところであります。翌、8日には奈井江商業高等学校でも入学式が行われ、新入生17名が入学をし、全校生徒50名となったところでございます。

さて、今般、今ほど奈井江商業高校の入学者数について申し上げたところでございますが、昨年の入学者数が19、本年17名で、一間口の半分20名を下回る状況が2年続いたことにより、北海道教育委員会が定める統廃合の対象校となることが予想されたため、15日に開催をされました第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会の空知北学区会議で私のほうから、また13日と次ページにわたりますが、22日には三本町長とともに山口利之空知教育局長、倉本博史北海道教育長のオフィスに出向き、奈井江商業高校が持つ素晴らしい能力や、今だからこそ必要な少人数にコミットした教育体制、地元奈井江町からの支援などについて、再度確認をさせていただくとともに、改めて空知学区に必要な学校であること、コロナ禍が続く中で、これらのポテンシャルが発揮できず、かつ対外的な発信が届けられなかった点について訴えてきたところでございます。

以降、数度にわたりまして奈井江町からの支援内容の確認、例えば今年度から高校でスタートさせます高校魅力化アップの一つ、地域探求授業の際に、来週21日にも町職員2名が教壇に立ち、一コマずつ授業を行って、様々な魅力を持つ奈井江町をテーマとする学びのサポートを行っていくのでありますが、これら道教委の求めに応じて都度説明を重ねてきた結果、6月7日に公表されました令和5年から7年度の公立高校配置計画案では、我々の要請を受け止めていただき、募集停止の記載がない計画として公表されたところであります。いささかややこしくなるのでありますが、奈井江商業高校に関しては、例年の配置計画と変わりがないものとして公表されておりますので、ただいまお手元にあり、ご覧になっていただいております教育行政報告書にも本件の記載がない

形になってございます。

さて、そうは言いましても、全道的に毎年卒業生数が減っていく状況であり、道教委、高校、私も含め、非常ベルが鳴っていることに変わりはないとの認識も共有をしております。今後も、この地域の子どもたちに必要な教育の質を高め、提供していくことを共に考えながら、町としてサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時20分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

なお、質問は通告順といたします。

質問は、再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 8番大矢議員の質問・答弁)

(10時20分)

●議長

8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

通告に従い、大綱1点、町長に質問いたします。

町長は、4年前、奈井江町まちづくり自治基本条例の原点に立ち返って、町民参加のまちづくり、みんなでつくるまちづくりを訴えて町長になりました。当選後、すぐに手がけた第6期後期まちづくり計画では、人口減少と少子高齢化が進展する中で、財政の状況を含めて町民の皆さんと議論し、皆さんとつくり上げることを目指し、住民参加で作成が進められるよう取り組まれました。

また、この計画にはなかった役場庁舎については、町民の皆さんと意見交換を重ね、建て替えを決定し、本年度着工の運びとなりました。病院経営では、町民の皆さんの意向を踏まえ、厳しい財政状況でも存続に向けて薬局の院外処方に取り組むなど、新たな取組を進めています。また、老朽化した施設の対応につきましては、施設整備を進める

とともに、地域や利用者の意見の下に、廃止・取り壊しにも取り組んできています。

この3年半の取組の一端を申し上げました。常に町民の皆さんの意見を聞く努力をされてきました。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各種イベントや事業の縮小や中止もあり、思い描いたように事業遂行ができなかったと思います。しかし、町民の皆さんの意見や国が進める政策にしっかりと対応し、着実に取り組んできたと私は理解しているところであります。任期も半年を切った今、2期町政への所信を伺います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

今ほど、大矢議員から2期目の町政を担う気持ちがあるかというご質問をいただきました。

議員から、私に対しての評価も含め、大変温かいお言葉をいただいたと受け止めております。心からお礼を申し上げたいと思います。

私は、平成30年12月、町民の皆様からのご支援をいただき、町政を担わせていただきました。そのときのお約束として、一つに町民自ら主体となったまちづくり、すなわち住民自治と。2つ目に、お互いの尊重と助け合い、すなわち相互扶助。そして、3つ目に将来を考え、町を守り育てる未来志向と。この3つの理念を掲げ、奈井江町まちづくり自治基本条例の原点に立ち返り、町政を進めることを目指してまいりました。

奈井江町においては、人口減少と少子高齢化の進展という社会的課題の中で、奈井江温泉指定管理者の突然の撤退、町立国保病院の経営改善、老朽化した庁舎の建て替えなど、町の将来に関わる大きな課題が待ち受けておりました。私の政治姿勢は皆さんと議論して町民自ら考え、行動する住民自治による奈井江町の創造であります。

町民の皆さんに情報を公開し、町民の皆さんとの議論を経て、一つ一つの課題解決に向けて取組を進めてまいりました。このような中で、新型コロナウイルス感染症の発生は、さらに大きな試練となりましたが、町民の皆さんの力をお借りし、職員とも十分な議論を重ねながら、これらの課題にしっかり向き合うことができたと自負しております。そして今、次の時代に向けたまちづくりに、確かな手ごたえを感じているところであります。

町長就任以来、町民の皆様との議論に基づき、子育てに関して切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを設置、奈井江町が目指す教育理念や目標を示す新教育ビジョンを策定、そして町立国保病院では職員と一丸となって経営改善の取り組みを始め、今年度からは役場新庁舎建設という大事業にも着手いたしました。さらには、5年後、10年後に向けた奈井江町のまちづくり、つながりづくりの仕掛けとして奈井江版生涯

活躍の町の事業がスタートいたしました。

私は、これら明日の、未来の奈井江町のまちづくりに向けた種をまかせていただきました。過日、私の後援会からも各団体からのご支援をいただき、引き続きこの町の牽引役として町政運営を担うべきとの要請書を受け取りました。私は、この熱い思いを受け止め、未来の奈井江町のまちづくりに向けて、まいた種が芽を出し、しっかりと根づくのを見届けたく、2期目の町政に挑戦する決意をいたしました。議会の皆様、町民の皆様のご理解と、そしてご支援を心からお願いを申し上げ、大矢議員への答弁とさせていただきます。

●議長

大矢議員。

●8番

ありがとうございます。今ほど、2期目に向けての力強い決断をいただいたということが表明されましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

マスコミでは、選挙がないことが悪いことのように言われますけれども、奈井江町のような小さな町で多くの問題に取り組まなければならないときに、町を分断するということは私は得にはならないというふうに思っています。小さな意見にも耳を傾けていただき、分断のコースとならないように取り組んでいただきたいと思いますけれども、町長の見解を伺います。

●議長

町長。

●町長

大矢議員からの、いわゆる無投票当選の是か非かというようなことだと思えます。

今、奈井江町をはじめ、人口が減少する中で、それぞれの自治体が町民と一丸となつて、未来に向けたまちづくりをしなければならない。これは私だけの問題ではなくて、全国的な課題なんだろうと思っています。そして、そのためにそれぞれの町が、それぞれの町にあった特色あるまちづくりを進めようとしております。

これは、全国一律のまちづくりではなくて、やはり北海道の空知の、奈井江町なら奈井江町の、そして沖縄は沖縄の、石垣島なら石垣島にあったまちづくりというのがあると。そのためには、どんなことをしてもやはり町民が一つになって力を出すことが、地域の活性化につながると、私は思っております。そういう意味で、住民の皆さんがどのような理解の下、私に委ねていただけるのか、それを私は見守りたいというふうに思っています。

以上です。

●議長
大矢議員。

●8番
しっかりと（聴取不能）

●議長
大矢議員、マイク、すみません。

●8番
分断とならないように、町民の皆さんの意見を聞きながら進んでいきたいということ
でございます。また、今進めている事業を基本的には継続して行っていただきたいです
し、今ほどありましたように、奈井江版の生涯活躍のまちづくりを取り組んだばかりと
いうことで、これらが進展し、奈井江町が元気になれるよう、私も町民の一人として協
力することをお誓い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうござ
いました。

●議長
以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

（2. 3番竹森議員の質問・答弁）

（10時31分）

●議長
引き続き、一般質問を行います。
3番竹森議員。

（3番 登壇）

●3番
おはようございます。
今回、町長に2つ質問したいと思います。
よろしく願いいたします。
1つ目は、今、新聞報道などでも話題になっています熊の対策についてであります。
鳥獣被害と対策については、昨年、私、9月の定例会でも質問いたしました。
今年に入って、5月、6月になって、例年より活発になっていると感じられるのが、
熊の出没であります。
今回は、この熊の対策について質問したいと思います。

熊の出没は、従来、山に近いところからでした。しかし、今年は新十津川町、砂川市の市街地に近い河川敷で確認されています。今のところ、幸い人的被害などは確認されていません。奈井江町においても川が幾つかありますので、河川敷に出没する可能性は高くなっていると思います。

また、今回の質問の通告後であります、13日には奈井江町の茶志内地区において熊が3頭確認されて、身近に危険が迫っているとひしひしと感じているところであります。

今回の質問は、その河川敷に対しての質問をしようと思ったんですけれども、今回、茶志内地区の山側にも出る。川にも出そうだということで、そこで現在に奈井江町の状況と今後の対策について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

今ほど、竹森議員からもありましたように、河川敷に出没する可能性が高くなっているということですが、今、全体でということですので、大きなくくりの中で答弁をさせていただきます。近年の道内において、ヒグマの個体数が増加傾向にあり、人の警戒心が希薄なヒグマが札幌市などの都市部をはじめ、道内各地において人の生活圏へ頻繁に出現するなど、新たな課題が生じており、先週には新十津川町と砂川市の市街地において出没が確認されたところであります。

本町においては、山間部の道路や山沿いを中心に昨年度で11件、今年度はもう既にといってもいいのかもしれませんが、4件の目撃や痕跡の情報が寄せられておりますが、今ご指摘のとおり今週月曜日には茶志内地区の高速道路付近において農作業中に熊と遭遇するなど、営農に対して影響が生じているところであります。

また、市街地への出没はこれまで一度も確認されておりませんが、近隣市町の状況を踏まえると、当町においても河川などを通じて市街地に出没する可能性があることも考えられます。本町における対策については、目撃や痕跡などヒグマ出没の情報が寄せられた場合、直ちに周辺住民の皆さんや学校、企業などに周知を行うとともに、注意看板の設置や町のホームページにクマ出没マップを掲載するなど、速やかな情報伝達を行っており、警察や地元猟友会などの関係機関と連携し、パトロールを実施するなど、町民の安全確保に努めているところであります。

また、砂川市や農協、猟友会などの関係団体で構成する有害鳥獣対策連絡協議会を設置しているほか、出没の状況に応じて、周辺自治体との連絡会議を開催するなど、行政界付近の出没や対策について情報共有を行っており、攻撃的な危機管理に努めていると

ころでございます。

今後の対策につきましては、引き続き出没等の情報に対し適切かつ迅速な情報周知と、注意喚起を行うとともに、関係機関との連携によってパトロールの実施をはじめ、状況に応じて箱わなを設置するなど、被害の発生や拡大防止のために必要な対策を実施してまいりたいと考えております。また、市街地などの住宅周辺における出没への対応については、効果的にヒグマを発見し、追い払うことが重要であることから、ICTを活用したドローンやカメラなど、先駆的な取組を実施している自治体の導入の効果、また実績などを調査して、関係機関との意見も参考に本町に適した被害防止対策の検討を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

竹森議員。

●3番

丁寧な答弁ありがとうございます。当然、目撃情報を受けて町民に周知して、パトロールするということが一定の流れになるのですが、なかなか去年の、昨年の札幌市なんかの例を見てもびっくりするようなところに熊が出てくるということということで、やはり周知の方法はもう広報車を出すなり、今ですからLINEでやるとかあるんですけども、そのほかにこういう動物は朝晩が意外と活動時期なので、日中、人間がいろいろ動いているときは潜んでいて、朝、夕方出るということがあって、朝晩なんかウォーキングしている人がいたり、なかなか車で移動しているなら危険は少ないんですけども、ウォーキングだとか、自転車に乗っていると逃げようがないということがあるので、パトロールをやはり充実させるのが効果的なのかなとは思っているんですけども、朝晩のパトロールなんか、なかなか町でやるというのは厳しいとは思っているんですけども、そういう対策は近隣市町村との兼ね合いもあるんですけども、そういうことはできないものか、ちょっと伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

再質問にお答えしますが、今現在、まさに道東道北、いわゆる山間地域の問題ではなくて、都市部の問題になってきているということが、一番の懸念材料だと思っておりますが、そういう中で、先般も、皆さんもご覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、NHKでもいわゆるそういう鳥獣って、有害鳥獣に対する対応ということで、特集で番組が組まれておりました。そこで、やはりできるのは熊だとか、この件でいえば熊が近寄らないようにするというところに尽きるって、近寄らないためについていうか、追

い返すというかそういう対策をどうやるのか。そのためには逆に人間がどういう行動をするのかということが、大きく取り上げられておりました。

今、議員がご指摘のとおり散歩をする人がいる。それこそ、この時期ですから、朝の4時からウォーキングされていらっしゃる方もいらっしゃいますし、いろんな生活リズムがあると思うんですが、それらの人たちの全部にはなかなか対応できませんので、それぞれの人たちがまずしっかりと注意をもって対応していただきたいし、ましてはこの地区で今こういうことで逃げられましたという情報は、できるだけスムーズに出すようにしていきたいと思っていますので、そこに少しでも近寄らないとか、そういう対応にぜひ気をつけていただきたいし、小中学校の登校時等については過去においても、我々職員、先生方、教育委員のものでみんなでパトロールをしたということもありますので、その状況に応じた対応をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

●議長

竹森議員。

●3番

今町長がおっしゃるように、日常生活している中で、特別なパトロールをするとか、こういうことはなかなか大変なことなので、やはり周知を通じて自分たちが自衛するのが一番の本題だと思うので、農家でもアライグマだとか、そういうことがあったりして生活の残飯ですね、残飯を勝手に捨てないとか、いろいろ対策をやっております。だから、やはり町民に分かりやすく注意していただくような周知、それにプラスパトロールもやっていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。これについては、これで終わりたいと思ひます。

続きまして、2つ目は農業経営に対する支援策です。私も農業をやっているのですけれども、一般の生活もしています。今年になりまして、生活必需品、もう全部の品物が物価が上がっています。これからどんどん秋にかけても上がるという報道もされています。でも、その中でも農業資材全般も値上がりしています。特に、新聞報道でもあったように6月から肥料年度変わるのですけれども、化学肥料についてさきのホクレンの発表では、値上げ幅見てびっくりしました。昨年度比の平均ですけれども、78.5%もの平均で値上げする。6月1日からですね。今までも徐々には上がっていたのですけれども、いきなり8割近く平均で上がると。上がるものについては200%上がるという品物もあります。

値上げも痛いのですけれども、この供給の不安定さというのが1年、2年で収まりそうにもないという情勢であります。この価格高騰が来年度以降の私たちの農業経営に重大な影響を与えそうであります。世界的なコロナのパンデミックによって、経済活動の停止、停滞などが行われた結果——それに、ましてや今年、ウクライナ戦争が勃発しまして、ロシア、ウクライナからの資材、ベラルーシやなんかの資材が来なくなったと。

そういうことが大きく作用しています。また、それにプラスして国内では昨年米価が大きく下落しました。

その二重苦で大変なことになるなっていうふうに予感をしております。

そうした中、燃料だとか油は30%から40%、石油を原料とする農薬、ハウス用被覆材、農業機械など、農業用資材も、今、7月ぐらいから改定するんですけども、5%前後値上がりします。で、コストが激増しています。

当然、農業者として経営努力をして経営しなければならないんですけども、なんか限界を超えているように感じております。

このような、かつて経験したことのない状況では、農協系統はもとより国や道の支援も不可欠であります。奈井江町としても来年度に向けて強力な支援をお願いしたいのですが、町長のお考えを伺わせてください。

●議長
町長。

●町長

竹森議員からの肥料価格の高騰等に関するということです。

基本的には全く同感でありますし、何よりも、今起きている状況は奈井江町ということではなくて、日本の農業の根幹を揺るがす状況になっているということでもあります。

生産資材につきましては、世界的な穀物需要の増加による価格の上昇や中国の輸出規制、ロシアのウクライナ侵略と言っていると思いますが——侵略などによって、肥料原料の需要が逼迫していることから、窒素、リン酸、カリなどの主要輸入原料が高騰をしているとともに、円安の影響もあり、価格のみならず調達面も含めて非常に厳しい環境におかれております。

また、今後については、今ほど議員からもありましたけれど、8割近い肥料価格の値上がりが予定されているということであり、肥料以外の生産資材や農機具なども高騰が続いている状況にあります。

国の統計によります経営費に対する肥料の割合、これは直近の数値で、かつ水田経営が北海道の数値であります。北海道の個人、法人、合わせた平均で10.5%、野菜経営でも10.1%を占めております。

農産物の販売価格は、市場の需給動向に作用されることから、生産コストの上昇分を販売価格に転嫁することは、そのまま転嫁するっていうことは非常に難しい状況にあり、生産者にとって厳しい経営環境が続いているところであります。

現在、国においては、価格高騰への対応として、肥料コストの低減に向けた取組を推進しておりますが、本町においては、土壌分析を行い、施肥面談を実施することで、既に、施肥の適正化に取り組んでいるところではありますけれども、本年度については、例年より早期に分析を実施することで、肥料の早期調達、そしてコスト軽減につなげることができないか、農協とともに検討してまいりたいと考えております。

生産資材の高騰に対する支援については、国際情勢を要因とする世界的な問題であり、国民の命を支える食料の安定供給を図り、また、日本の農業を守るために、国が責任をもって対策を講ずる必要があることから、今後における持続可能な農業に向けた支援について、国に対し町村会とともに要請を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、現在、コロナ禍による米価下落をはじめ、地域農業を取り巻く環境は様々な課題を抱えていることから、町としても今年度、主食用米の生産に対する支援を行っているところであり、改めて、今後における国や道の支援に向けた動向、そして、地域の状況を見極めながら生産者の皆さんが安心して営農できる環境に向けて、対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

竹森議員。

●3番

町長のおっしゃるとおり、そのとおりで、なかなか反論はないのですけれども、土壌分析などを通じて、肥料を適正にして過剰にやらないとか、僕らも農業者同士で話しているのですけれども、有機質肥料を、具体的に言うと鶏糞ですけれども、鶏糞などを使うっていうことも考えている人います。ただ、みんな考えることが一緒に、限られた国内の資源というのは限られているので、なかなか厳しいなっていう感じをしております。

何とか、農産物価格も下がるしコストも上がるということで、なかなか厳しい情勢が続くのですけれども、町に、農業に対する理解をいつも持ってもらっているのですけれども、より一層、支援をしていただきたいことを、期待を込めまして、質問にさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

●議長

町長。

●町長

ご意見ということでしょうけれども、一言だけ付け加えさせていただきますと、先ほど申しあげたとおりで、今の置かれている状況は、まさに国として、これからの食糧の自給ということはどう考えるのかっていうことだと思っております。

先ほどの一般行政報告でも申し上げましたけれども、先般、いわゆる水活の関係で国のほうに要請に参りましたけれども、その中でも、今改めて、水活という部分的な言い方なら怒られるかもしれませんが、その問題だけじゃなくて、農業全般にわたった食料の安全保障という視点から、これから改めて動き出さなければならないということを各先生方がおっしゃっていました。

それが、まさに今置かれている状況で、改めて課題になること自体が、残念ながらちよっと遅いんじゃないかっていう所感を実は私たち持っていますけれども、ただ、その考え方っていうのはこれからしっかりと国のほうで受け止めていただいて、それに向けた抜本的な、ベースの対策を講じなければ、一つ一つ、じゃあ、肥料が上がったから補填するのか、資材が上がったから補填するのか。実は、そういう問題ではないと思っていますので、そのところをしっかりと見極めさせていただいた上で要請をさせていただくことが必要だと思っています。

そして、その中で、今おっしゃられたとおり、じゃあ、奈井江町として鶏糞を使うことがいいのかどうか、でも、それはどうやって確保するのか。私たちができる、奈井江町としてやれることに対して、奈井江町がどういう——農協さんと協議して支援できるのかとか、そういうきちんとしたことをやっていかないと、今のことだけで対策が乗り越えるような状況では私はないと思っていますので、将来をしっかりと見据えた支援はどのような形が必要なのか。それはまさに農家の皆様であったり、農協であったり、そして議員の皆さんであったり、ご相談させていただきながら方向を見いだしていけたらと考えていますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長

竹森議員。

●3番

質問を終わるつもりだったのですがけれども、丁寧なお答え頂きました。

僕らも、いろいろ要請するばかりじゃなくて、やはり、リスクを分散するような経営をしていかなきゃならないと思っています。ですから、水田、単作じゃなくて複合化を図っていただくか、いろいろな方向で農業者も努力いたしますので、町の支援もよろしくをお願いします。

●議長

以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

(3. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時53分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

2番大関議員。

(2番 登壇)

● 2番

おはようございます。それでは、私から、大綱1点の質問を町長にいたしたいと思えます。

私からは、各種手数料や利用料の改定の検討について、町長に伺いたいと思えます。

私が議員になってから7年になりますが、少なくともこの間には、各種料金の改定はされていないと思えます。

辞書によると、利用料とは、モノやサービス等を利用する際に発生する料金のこと。

使用料とは、国や地方公共団体がその財産、営造物及び公の施設を利用する者から徴収する公課。

手数料とは、他人の求めに応じて特定の行為の報酬として受け取る金銭。地方公共団体などが、特定の者のために行う事務について徴収する料金。また、公法上の手数料は、法令により一方的に定められ、私法上の手数料とは異なり、国や公共団体などの提供するサービスとの間に対価関係は必ずしも存在せず、そのサービスに要する費用より安く定められることが多いとあります。

昨年の事務報告書でも、町としての手数料や使用料については1億円を超える金額になります。

各課をまたぐ話でありますので、そう簡単ではないと思えますが、算定のルールを含めて、新庁舎建て替えのこの機会に、この各種手数料や使用料が適正かどうかを議論すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

● 議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

● 町長

大関議員からは、各種手数料や利用料の改定についてということでもあります。

今ほど、手数料、利用料等の意味ということについては、全く議員がご指摘のとおりであります。整理をしていただきましたが、町が公共施設の使用や特定の事務に対する報酬として、利用者から徴収している使用料及び手数料の金額は、令和2年度決算で約1億1,200万円でございます。

主な内訳については、使用料が、交流プラザみなクル、町営住宅、高齢者福祉センター等の指定管理施設を除く施設の使用料。そして、手数料については、戸籍、あるいは住民基本台帳、ごみ処理などの住民サービスに対する手数料となっております。

公共施設使用料のこれまでの改正経過については、平成15年度に公共施設の有料化を目的とした改正を行い、平成19年度には燃料費の高騰による改正を行いました。その後は消費税増税に伴う改正を行ってきました。

奈井江町の公共施設使用料の算定方法は、燃料費、光熱水費、委託料などの年間維持管理費を基にした単価を算定しており、直近では、令和元年10月の消費税率改正の際に再算定を行いました。主に指定管理制度導入施設の管理費減少により、全施設平均で、現行料金よりも低い95.3%の算定結果となったということがございまして、このときは、消費税増税分に限った改正を行ったところであります。

また、手数料の算定については、町が各業務に応じて積算を行っているものや、ごみ処理業務などの広域連携事業など、近隣市町との均衡を図りながら料金設定を行っているものなど様々であります。町独自の大幅な改正については、平成17年度に住民票、印鑑証明、所得証明など、17種類の各種手数料の改正を行ったところであります。

近年、公共施設の老朽化による維持補修費や人件費、燃料費等が増加傾向にある中で、町民サービスを持続的に提供するためには、維持管理コストを念頭に置きながら、利用者に応分の負担を求める受益と負担の原則に基づく料金設定が基本であると考えております。

これらのことから、昨今の管理経費の動向や近隣市町の状況等を調査した上で、料金改正の必要性、算定方法等について検討を進めるとともに、町民の理解を得るためにも、算定根拠の見える化をどう進めるべきかの検討も必要と考えております。

しかしながら、公共施設については、人口減少やコロナ禍による利用減少が続く中で、ウイズコロナの視点により、町民の活動も徐々に再開の兆しが見え始めています。

また、公共施設には、町民ニーズに答えながら町民の交流や活動の活性化、効率化や管理運営を図るという役割があることから、使用料の減免基準や施設の集約化、複合化などについても検討するなど、改正時期については諸情勢を踏まえながら慎重に判断する必要があると考えています。

いずれにいたしましても、町民の皆様の意見を伺いながら適切な町民サービスができるよう、引き続き、効率的かつ効果的な行財政運営に努めてまいりたいと思っておりますし、今おかれている各使用料、利用料について検証しながら、結論を得ていきたいというふうに考えていますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

大関議員。

●2番

なかなか、再質問しにくい答弁だったのですけれども、再質問としては、いつ頃までに議論を始めたいというようなことを答弁頂きたいと思っております。

様々な事務報告書を調べてみたのですけれども、コロナがあるので、なかなか昔と数字が対比できるのかっていうとなかなか難しいですけれども、体育館の利用者でいけば、コロナ前は年間2万人ぐらいいましたけれども、昨年あたりは1万人ちょっとです。

戸籍の事務取扱も、これはあまり変わらず年間9,000件ぐらいの利用があるよう

です。寿公園についても、コロナ前は1万1,000人ほど利用していましたが、昨年、令和2年は7,000人、令和3年は5,000人ということで減っていますけれども、特に、多目的広場については378人が利用したうち、町外の方が244人も利用されているので、町内と町外の人々の利用料の差も出ているかもしれませんが、そんなことも含めて検討頂ければと思います。

それから、歳入での使用料、手数料の割合ですけれども、地方交付税とか町税の割合は大きいのでそれは抜きにしても、あと、国庫支出金も大きいのでそれは別としても、使用料が令和元年では、歳入の2.6%、令和2年では2%ということで、かなり、歳入の集める金額としては大きな部類に入ると思います。ふるさと納税も、寄附しても1億円を超えていますので、貴重な奈井江町の財源の一つだと思います。

先ほど町長も答弁したとおり、平成19年、17年は改正していますが、その後は、議論はされているようですけれども改定には至っていないということで、今後も検証をしながら運営をしていきたいということではありますが、もう一度、いつ頃までに大規模な検討できるのかということで、ちょっと答弁頂きたいと思います。

●議長

町長。

●町長

具体的なスケジュールをたんと明示せよということだと思いますが、まずは、第6期まちづくり計画の後期実施計画の項目の中に、効率的な行財政運営を進めますという項目をうたわせていただいて、町の自主財源である町税や各種使用料の見直しなど、町民負担のあり方について検討を進めますと記載をさせていただきました。

まさにここにあるとおり、まちづくり計画にしっかりとうたっていることでありますので、そのことを踏まえて取組を進めたいと思っていますし、先ほどの答弁にも申し上げましたが、利用者の応分の負担を求める受益と負担の原則に基づくという、この観点もやはり、これからのまちづくりにとっては、まさに協働のまちづくりという視点からも必要なことだと思っています。

そして、もう一つ申し上げますと、かつて市町村合併の議論があったときに、2市3町で広域連携を深めましょうということで、この近隣の市町の方については、あえて利用料を取らないと、取らないというか町民と同じようにするというような政策的な取扱いもしたりしております。

そういうことも、もう一度再点検というのが必要だと思っていますので、このことについて、若干の時間が要しますので、来年、再来年ということで、明確な答弁はできませんが、少なくともここにうたっているとおり、このまちづくり計画の中ではしっかりとした方向性を出さなければならない。これは、私も十分感じているところでありますので、期待に沿う答弁にはならないかもしれませんが、ご理解を頂きたいと思っています。

そしてもう一つ、今まさに、先ほどの答弁とぶつかっちゃいますけど、いろんなことが、諸物価が上がってきている中で、その基準をどこに置くかっていうことが、この乱高下している状況の中で、なかなかこれも難しいところなんで、そういう考え方の整理だとかにもちょっと時間を要するのかなというふうな思いも持っています。

いずれにしましても、繰り返しますが、まちづくり計画の中でしっかりと議論をすることだけはお伝えをしたいと思います。よろしくお願いします。

●議長

大関議員。

●2番

再々質問はありませんけれども、決して私がこの質問をしているのは、値上げをなささいということではなくて、議論をしてくださいということをお願いをしていますので、先ほど町長が申し上げたとおり、もし上げるとすれば、最近ほんとお米以外は消費者物価が上昇していますし、非常になかなか難しいですし、奈井江町においても人口減少がなかなか止まりません。

社会減でいっても、毎年生まれる方は30人ぐらいですけれども、亡くなる方は100人ぐらいということで、非常に人口減少が止まりませんが、先ほど町長が申したとおり、町民には応分の負担を頂くことが基本理念としてあると思いますので、その辺を含めて、この各種手数料や使用料の改定の議論は、ぜひとも今後も続けていってほしいと思いますので、よろしくお伝えをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の質問を終わります。

ここで、この時計で15分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時06分)

(4. 6番笹木議員の質問・答弁)

(11時14分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番、笹木利津子です。さきの通告に従いまして、町長に質問をさせていただきます。誰もが幸せに暮らせるために健康であることは、とても大きな要因であり、健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は、極めて重要な課題であります。ただ長生きするだけではなく、生涯を通して元気で充実した生活を送られるようにと、このコロナ禍で多くの方が願われているのではないのでしょうか。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康に関しては、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努める、また健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとうたわれております。

そこで、病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、1点目、带状疱疹を未然に防ぐための項目についてお伺いいたします。

水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体の中に、神経節に生涯隠れて、加齢による免疫力の低下や、過労、ストレスが引き金となって再発症することがあり、それが带状疱疹と言われるものです。

带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の体内に潜んでおり、50歳を境に発症率は急激に上昇し、80歳代をピークに、3人に1人が带状疱疹になると言われております。

また、この10年で20歳代から40歳代の発症も増加傾向にありますが、皮肉にも1歳以上3歳未満の子どもを対象にした水痘ワクチンの定期接種化によって、水ぼうそうにかかる子どもが減り、带状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の1つと考えられているようです。

症状では、赤い斑点や水膨れとともに、激痛が走り、神経に沿って帯状に現れることから带状疱疹と名づけられました。

怖いのは、神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、带状疱疹後、神経痛に悩まされることです。

痛みのほかに、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴りなどの重い後遺症もあり、日常生活に困難を来すなど、生活の低下を招きかねません。

带状疱疹ワクチンは、厚労省により2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効能効果が追記されました。2016年からの水痘生ワクチンに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れております。

带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。

しかし、带状疱疹ワクチンがあることを知らない人が多くおります。

そこで、1点目に、带状疱疹ワクチンの効果をどのようにお考えになるのかをお伺いいたします。

2点目に、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はされているのか、お伺いいたします。

3点目ですが、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことです。また、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、带状疱疹ワクチンの接種使用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンでは1回2万2,000円程度と大変高額で、しかも2回接種しなければなりません。

そこで、奈井江町においてワクチン接種の一部助成をすべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員からの、带状疱疹を未然に防ぐためにということでご質問であります。

带状疱疹については、今議員からのご質問にあった内容の疾患であるということでも承知をしておりますが、1点目の带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているのかということですが、ワクチン接種の目的については、国立感染症研究所の報告から、带状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防することであるというふうに認識をしております、ワクチン接種をすることで、带状疱疹及び带状疱疹後神経痛の発症率はともに低減するということ、有効性が確認されているということの理解をしております。

2点目の、ワクチンの周知と接種の推進についてですけれども、平成28年の3月、水痘ワクチンの効能効果に50歳以上の者に対する带状疱疹予防が追加承認されたところであり、さらに平成30年3月には带状疱疹ワクチンが承認され、令和2年1月から販売が開始されました。

予防接種法において、努力義務規定のない任意接種であり、比較的新しいワクチンであることから、全町的な周知は実施しておりませんが、保健センターにおいて保健師が個別に相談対応を行っております。

接種の推進については、他の任意接種のワクチン同様、個人の疾病予防や重症化予防の観点から、個人の意思により自主的に接種する位置づけであります。带状疱疹ワクチンの認知度が低い可能性があることから、町民に対し、改めて広報等を通じた情報提供を行ってまいりたいと考えております。

3点目の接種費用の助成についてでありますけれども、国の厚生科学審議会においてもワクチンによる疾病予防、重症化予防については一定程度明らかとなったものの、引き続き、期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされており、定期接種化についての検討が続いている状況の中で、現時点では任意接種として位置づけられており

ます。

今後、国において定期接種とされた場合については、当町としても接種費用の助成を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●6番

今ほど带状疱疹の質問に対して、町長から答弁を頂きました。

私自身、带状疱疹の経験は実はありません。今回、この带状疱疹について自分の中で勉強する中で、今になって感じたことがあります。実は私の叔父が、もう亡くなったのですけれども、ちょうど胃がんの手術をして、その後の治療中に带状疱疹になったのです。体がすっかり手術の後ですから弱っているものから、物すごく激痛で、夜も眠れない。病院からもらった痛み止めなんか全然効かないということで、ようやく今日質問させていただいたこの、要は重症化にもなるし、ひどい状態で神経痛がそんな形で、今ね、今思えば出たのだなというふうに思っています。

このワクチンの助成についても、調べましたら昨年の10月時点で、まだ全国の自治体で13自治体しか助成の制度が進められていないですし、北海道では多分幌延町ぐらいだと思うのです。

今ほど町長の答弁にもありましたけれども、国の方向性として何らかの方向性が示されたときに、町としても考えていくということでもありますので、ぜひ、今回のコロナワクチンもそうですけれども、例えば年齢制限、年齢のうんと高い人から打ちましょう、それから疾病を持っている人から打ちましょう、そういう間口ができました。そんなことも含めて、一斉に希望する人全部ということで私今回質問させていただいたのではなくて、間口を狭めてでも、ぜひこの带状疱疹ワクチンを知っている人が増えてほしいなという思いの中の今回の質問ですので、国の方向性を見ながら十分町長として検討していただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

次に、子宮頸がんワクチン、HPVワクチンの積極的勧奨の再開について、町長にお伺いいたします。

子宮頸がんは、今も年間約1万以上が罹患し、約2,800人が死亡しており、患者数、死亡者数とも近年増加傾向にあります。

HPVワクチンは、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能です。

一方で、2013年6月より国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、1994年度から1999年度生まれの女子では、70%近くあったワクチン接種率が、一時1%未満まで激減しております。

この間、産婦人科学会、小児科学会などの専門家、医療者有志の団体からの要望や、接種機会を逃した方々の署名など、HPVワクチンの積極的勧奨の再開を求める動きが非常に大きくなってきております。

昨年10月開催された厚労省の専門部会では、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。また、同11月には、積極的勧奨を再開することを正式に承認いたしました。

この制度の趣旨を踏まえ、これまで個別通知をしていた世代も含めた全対象者に対し、国の方針が関わったこと及び積極的に接種をご説明する旨の分かりやすい内容をお届けすべきと考えます。

そこで、奈井江町として、これまでHPVワクチンの接種対象者に対してどのような周知をしてきたのか、また積極的勧奨が再開されることにより、情報提供に変更などあったのか、お伺いいたします。

一昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨の差し控えによる影響に関する推計によりますと、2000年度から2003年度生まれのほとんどが接種しないまま、定期接種対象年齢を超えており、これらの世代がこのまま接種しなければ、子宮頸がんの罹患者は約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性が示唆されております。

昨年11月の厚労省分科会では、接種機会を逃した方への対応として、キャッチアップ接種についても議論され、定期接種年齢を過ぎた高校生や大学生相当の女子も時限的に追加で公費の接種対象にする方向で一致し、今後対象年齢等について議論され、今年度から接種が始まる見通しと報道されております。

国のキャッチアップ制度が導入された際には、接種機会を逃してしまった全ての対象者に、国の方針変更と新たに接種機会が確保されたことを速やかに確実にお届けすべきと考えます。

また、HPVワクチンの定期接種対象年齢を過ぎたため、自費で負担された方への助成に対してどのようにお考えになるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の再開ということであります。

まず、1点目の子宮頸がんワクチンのこれまでの周知方法と積極的勧奨再開後の情報提供についてということではありますが、積極的勧奨をすべきではないとしながらも、定期接種の位置づけは変わらないことから、当町では毎年対象者全員へ子宮頸がんワクチンの国からの方針及びワクチンのお知らせを周知してまいりました。これは過去形でございますが。

また、接種を検討、希望される方の相談先として、保健センター窓口を周知することで、接種を迷われる方、希望される方に対し、個別に相談対応し、接種を希望される方については、医療機関との調整を図ってまいりましたので、対象者には必要な情報提供と接種機会の確保を行っているものと認識しております。

積極的勧奨再開後の情報提供につきましては、令和3年11月に積極的勧奨の差し控えを終了することが決定されたことを受け、令和4年度より、対象者に対し積極的勧奨を再開したところであります。

2点目の、定期接種対象年齢以外の方への周知方法についてですけれども、平成9年から17年度に生まれた女性で、定期接種の対象年齢の間に接種の機会を逃した方のためのいわゆるキャッチアップ接種、これを令和4年から6年度の3年間で実施することが決定されたことを受けて、当町としては町内の接種体制や、ワクチン供給等を考慮し、キャッチアップ対象者が接種できるよう、計画的に積極的な周知を6月から実施してまいります。

3点目の、定期接種対象年齢を過ぎ、自費で接種された方への費用助成についてですけれども、子宮頸がんワクチンは定期接種とされる以前の平成22年より、緊急対策推進事業として実施されており、その際、最初の対象となったのが平成9年から11年度生まれの方であり、一定程度の接種数がありました。

今回のキャッチアップ接種は、平成9年から17年度生まれを対象としており、この緊急対策推進事業で対象とされていた方も含まれております。

また、積極的勧奨を差し控えていた時期につきましても、定期接種の位置づけは変わらず、若干名ではありますが、希望された方は公費負担で接種しておりますが、今後自費で接種された方の情報収集をしながら検討してまいりますので、ご理解を願います。今のところ、自費で接種をしたというような情報がなかなかつかめていませんので、あらためてしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

笹木議員。

●6番

私もこの子宮頸がんワクチンの質問、3回目ぐらいかなとは思うんですよね。3回目か4回目か、何回も質問させていただいています。

というのは、やっぱり本当に身近でこの子宮頸がんで亡くなっている方、また治療して、その後本当に思わしくないという方を近くに感じているものですから、そして国の推移を見ても、これからの罹患数、死亡率、間違いなく急激に上がっていくんですよね。

以前の答弁でも、このワクチンに対しては本当に町としては、ほかの町以上にきちんと周知をしていただいているということは私も答弁頂いていますし、認識もしております。

それで、キャッチアップとしても、町としてもまた6月から周知の部分も含めてしていただけるということで、大変喜んでいるところですけど、この自費ですよ、自費で接種費用、私、個人的には思うのですけれども、厚労省もこの点についてはもっともっと議論を進めていって、個人的に早くその助成について、厚労省自身が結論出してもらいたいと本音のところ思っていますし、国で積極的勧奨を控えたわけですから、あの影響って大きくて、じゃあ控えるのを止めますよ、ストップしました、どうぞと言われても、なかなかあそこの辺の、あの控えたときのイメージって消えるものではありません。だから、これも厚生労働省がしっかり責任を持って、個人的な考えですよ、そして、その5万円という費用、すごい高いじゃないですか。改めて打つとなったときの。そこら辺の手当てもしっかりまた国で、私は国は責任を持つべきだなと思いますけれども、またこの奈井江町の代表の町長として、しっかり厚労省のほうにも町長の立場でその点、進言、しっかりしていただきたいなという思いで、しつこいようですが、今回3回目の質問に立たせていただきました。町長、もう1回所見をお願いします。

●議長
町長。

●町長

私も、すみません個人的見解を含めて申し上げますが、まさにこの子宮頸がんワクチンの接種については、私自身としては、積極的勧奨をし続けるべきであったのではないかなというふうに個人的には実は思っておりますが、今ほど議員がおっしゃったとおり、厚生労働省としての積極的勧奨をやめるという対応をとって、私ども行政的にはそれに準じた形をとらせていただきました。

また、ご承知のとおり、近隣の町で副反応による被害が出たということも、またこの周辺においては、ちょっと対象のお子さんたちが躊躇せざるを得ない状況にあったのかなというふうに認識をしております。

ただ、子宮がん、子宮頸がん、乳がんも含めてですけど、いろんな病気が、がんが非常に身近なものとして、これは女性である、男性である関係なしに、私も含めて側にいろんな状況にあるということを知覚しておりますので、今議員がおっしゃられたとおり、改めて積極的な勧奨に努めるとともに、厚労省に対してもそれらの対応をしっかりと求めていきたいというふうに思っています。私自身の所見ということでご理解頂きたいと思えます。

●議長
笹木議員。

●6番

町としても、奈井江町は特に子育て支援策、本当にたくさんの施策をしていただいて、子どもを育てやすい環境であったり、子どもを守る環境であったりには、本当に力を入

れてくださっているのは分かっています。

でも、やっぱり今なかなか子どもが生まれにくい状況の中で、とにもかくにも、健やかに赤ちゃんを生んでいただければならない、ここに一番手を尽くさなきゃいけないというそんな思いが強いんですね。その後に様々な子育て支援が続くわけですから、ぜひ町長、町の代表として、厚生労働省に力強くしっかり責任を取れという提言をしてほしいと思います。

以上です。

●議長

笹木議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時40分)

●議長

日程第6、報告第1号「令和3年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席、お疲れさまです。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号「令和3年度奈井江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

令和3年度奈井江町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令の規定により報告する。

令和4年6月17日提出。奈井江町長。

この計画書は、3月第1回定例会及び4月第2回臨時会において、ご決定を頂きました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い報告をするものであり、マイナンバーカード関連システム関連事業272万8,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業2,914万5,000円、子育て世代臨時特別給付金給付事業10万円、合計で3,197万3,000円の繰越額であります。

財源内訳は、国・道支出金合計で3,197万3,000円となっております。

以上、繰越計算書について報告いたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
報告第1号を報告済みといたします。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時40分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」

奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更を行ったので、次のとおり報告する。

令和4年6月17日提出。奈井江町長。

詳細につきまして、担当参事より説明させますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「後期実施計画」の変更について」、ご説明をいたしますので、定例会資料1ページ、資料1の新旧対照表をご覧を願います。

今回の変更につきましては、令和3年度の事業実績、令和4年度予算における実施予定等を踏まえた内容変更、新規掲載等を行ったものでございます。

1ページの現状と課題では、5項目の変更について記載をしておりますが、内容につきましては、第1回定例会でご決定頂いた奈井江町新教育ビジョンの策定に伴う基本構想の一部改正と併せて内容変更、新規掲載等を行ったものでございます。

次に、2ページ目から5ページ目に実施項目の変更箇所を記載しておりますが、主に新教育ビジョンの策定、奈井江版生涯活躍のまちなどの実施を踏まえた内容変更を行うとともに、2ページ上段では、今年度から緊急自然災害防止対策事業債を活用し、実施する町道の防災対策、排水路の改修工事を、5ページでは、中段の新作物や栽培技術の導入等を支援する農業応援チャレンジ事業、下段の公共施設等民間提案制度などの新規掲載を行ったものでございます。

次に、6ページでは、新規掲載、実施年度の変更を行ったハード事業を掲載しておりますが、中段にあります町道、排水路の防災対策を行う3工事、下段の体育館大規模改修工事の2期工事、文化ホール空調機器更新工事などを新規掲載するとともに、これら新規事業の実施による事業費増加を踏まえ、施設の現況等を確認し、高島団地屋根外壁改修工事等の4事業について実施年度を延期するなど、まちづくり計画の効果的かつ計画な推進に努めたところでございます。

以上、奈井江町第6期まちづくり計画後期実施計画の変更について、ご説明をいたしました。ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みといたします。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時44分)

●議長

日程第8、議案第8号「町有財産の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書43ページをお開きください。

議案第8号「町有財産の処分について」。

本案は、空知団地の第1工区Cブロックについて、本町に進出する企業の事業用地として売却するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、処分する財産は所在が奈井江町字茶志内949番14外13筆、地目は雑種地、面積は20万4,347.10平方メートルであり、所在地の詳細につきましては44ページ別表に記載のとおりであります。

2、処分の目的は、処分相手方の事業用地として売却するものであり、3、処分金額は8,582万5,000円であります。

4、処分の相手方については、札幌市株式会社クリーンリバーであります。

なお、処分用地については、6月9日に土地売買仮契約を締結しており、計画では用地取得後、陸上養殖施設と水耕栽培施設の建設に着手する計画が示されております。

以上、議案第8号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

石川議員。

●5番

この契約の提案でございますが、契約までに至った経緯などを、若干詳しくご説明頂きたいと思っております。

●議長

石塚産業観光課長。

●産業観光課長

改めまして、第2回定例会の出席、お疲れさまでございます。

ただいま石川議員からご質問ありました導入に至る経過というご質問でございますが、昨年の11月の中旬に、町のホームページを通じまして問合せがあつて以降、12月の1日に本庁のほうに社長と担当者の方2名が来庁されまして、事業構想の説明を受けて、町からは図面等の資料提供と、現地案内を実施して以降、関係資料の提示ですとか、社長と町長との面談も行ってきたところでございます。

今年の5月に入りまして、事業展開の見通しが相手方で立ったということもございまして、町に対して譲渡に関します申込書の提出がありまして、町として売却することを

決定いたしまして、6月9日、先ほど提案説明にもございましたが、6月9日に土地売買仮契約書の締結を行ったところでございます。

経緯については以上でございます。

●議長

5番、石川議員。

●5番

今伺いました。

その場合、契約が成立した場合には、事業展開ですけれど、先ほど簡単なお説明がありましたけど、できれば詳しく、どのような事業をどのような時期に展開するのかということをご説明頂きたいと思います。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

購入後に向けてのスケジュールというようなことでございますが、現在クリーンリバーのほうにおきまして、試験棟の建設に向けて今設計を行っているというふうに伺っております。年内には試験棟の建設に着手いたしまして、その後、メイン工場の建設も順次進めてまいりまして、来年の11月頃をめどに本格稼働を予定しているというふうに伺ってございます。

また、自家消費用の太陽光発電の設備についても検討を進めているということでございます。

また、用途につきましては、まずは魚の養殖と、あとは植物の野菜になるかと思いますが、植物の水耕栽培を組み合わせた事業の展開を予定しているというふうに伺っているところでございます。

●議長

5番、石川議員。

●5番

詳しい説明ありがとうございます。

この現在まで、こういう仮契約に至るまでの間、奈井江町に対する町の活性化ですとか、そういうところへの寄与、そういうものが企業側から何かしらの提案があったのか、また町のほうから何かしらの要望が現在まであったのかどうか、お願いします。

●議長

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。
産業観光課長。

●産業観光課長

現在、予定している事業の用地というところでまいりますと、今、今回売却する用地、すべては予定しているということではございません。残りの用地については、もともと今回この進出するきっかけとなったのがクリーンリバーの創業50周年というのが令和10年に迎えるということもありまして、それらに向けての新規事業展開という趣旨もあって、また今回このメインとなる養殖事業と水耕栽培をまずは軌道に乗せてから、残りの用地についても町の振興発展につながる取組について検討していきたいということでのお話をいただいているところでございます。

●議長

ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第9号、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3ページをお開きください。

議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ2億5,161万1,000円を追加し、予算の総額を55億6,516万4,000円とするものであります。

第2条では、6ページになりますが第2表地方債補正に記載のとおり、文化ホール長寿命化事業で700万円を追加し1,400万円としております。

令和4年6月17日、奈井江町長。

補正予算の概要について、歳出よりご説明いたしますので議案書の11ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費地域協働推進に要する経費では、茶志内連合区から要望のありました茶志内連合会館の床改修に係る補助金58万円を追加計上、2段11目の役場庁舎整備基金では、令和5年度以降に予定する外構工事、附属棟建設、県庁舎解体工事費等における物価変動等の増額に備えるため、5,000万円を追加するとともに、匿名希望の方1名から頂いた寄附金額を加え、積立金5,005万円を追加計上してございます。

12ページにあたる4項2目の参議院議員選挙費では、7月執行の参議院議員通常選挙に係る報酬、時間外勤務手当、ポスター掲示場設置改修委託料、合わせて42万8,000円を追加計上しております。

13ページにわたる3款2項2目児童措置費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費では、ひとり親を除く18歳以下の子どもを持つ非課税世帯に対する生活支援として、児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、職員等時間外勤務手当、システム改修負担金等合わせて123万7,000円を追加計上しております。

14ページにあたる4款1項2目の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費では、主に4回目接種に係る委託料、手数料等合わせて1,949万9,000円を追加計上しております。

14ページ中段、7款1項4目の地域交流センター費、地域交流センターの管理運営に要する経費では、令和3年度の燃料費等の実績、精算により、指定管理委託料7万

4,000円を追加計上しております。

8款2項1目の道路維持費では、冬季期間の雪害による舗装、排水路改修など、町道の維持補修業務委託料で1,396万6,000円を追加計上。

15ページ3項2目の水防費、防災に要する経費では、大和地区新川の内水配造ポンプ小屋の修繕料5万7,000円を追加計上。4項2目の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による操出金の精査を行い、445万6,000円を減額計上しております。

下段の10款5項5目の文化ホール費では、スプリンクラー床下給水バルブの修繕料33万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。9ページをお開きください。

15款1項2目の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,305万2,000円を追加計上。2項2目の民生費国庫補助金では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業補助金88万7,000円を追加計上。3目の衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金644万7,000円を追加計上。5目の教育費国庫補助金では、文化ホールエアコン整備の財源として予定していた文化芸術振興費補助金が、新年度に入り要綱の改正が行われ、対象事業から除かれることから781万6,000円を皆減しております。

3項1目の総務費委託金では、参議院議員通常選挙委託金42万8,000円を追加計上しております。

10ページにわたる17款2項1目の不動産売払収入では、株式会社クリーンリバーに対する空知団地の譲渡代金8,582万5,000円を追加計上しております。

10ページ上段、18款寄附金では、匿名希望の方1名からのご寄付により、5万円を追加計上。

20款繰越金では、前年度からの繰越金1億4,573万8,000円を追加計上。

22款1項2目の公共施設等適正管理推進事業債では、補助金の減額に伴い、文化ホールのエアコン設置に係る長寿命化事業債700万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差、1億6,984万6,000円については、歳出11ページの財政調整基金積立金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時58分)

●議長

日程第10、議案第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書19ページをお開きください。

議案第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ9万円を追加し、予算の総額を1億8,109万円とするものであります。

令和4年6月17日、奈井江町長。

補正予算の概要について、歳出よりご説明いたします。

25ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費、一般事務に要する経費では、未就学児の被保険者均等割軽減導入に伴うシステム改修負担金9万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

中段、3項1目の広域連合会計繰入金では、歳出でご説明しましたシステム改修に対

する繰入金で9万円を追加計上。

下段、5款繰越金では、前年度からの繰越金708万9,000円を追加計上。上段基金繰入金を同額減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (12時00分)

●議長

日程第11、議案第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書26ページをお開きください。

議案第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、予算の総額を1億889万5,000円とするものであります。

令和4年6月17日、奈井江町長。

補正予算の内容について説明いたします。31ページをお開きください。

歳入の繰越金では前年度からの繰越金9万5,000円を追加計上。

32ページ、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度繰越金の確定により9万5,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(12時02分)

●議長

日程第12、議案第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書33ページをお開きください。

議案第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加し、予算の総額を3億9,934万2,000円とするものであります。

令和4年6月17日、奈井江町長。

補正予算の内容について歳出よりご説明いたします。39ページをお開きください。

1款4項1目の維持管理費、個別配水処理施設維持管理に要する経費では、向ヶ丘団地浄化槽減水ポンプ及び汚水処理施設制ご板の修繕料64万2,000円を追加計上しております。

2款公債費では、財源の振替を行っております。

次に、歳入についてご説明いたします。38ページをご覧ください。

4款繰越金では、前年度からの繰越金509万8,000円を追加計上。

3款繰入金では、一般会計繰入金445万6,000円を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

6月18日から20日までの3日間は、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議案調査のため6月18日から6月20日までの3日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、21日は10時より会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。それでは大変ご苦労さまでした。

(12時04分)

令和4年第2回奈井江町議会定例会

令和4年6月21日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 5号 奈井江町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6号 奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 6 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 7 議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 8 議案第13号 工事請負契約について【奈井江町新庁舎建設建築主体工事】
- 第 9 議案第14号 工事請負契約について【奈井江町新庁舎建設電気設備工事】
- 第10 議案第15号 工事請負契約について【奈井江町新庁舎建設機械設備工事】
- 第11 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 意見案第1号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
- 第13 意見案第2号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第14 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 会議案第2号 奈井江町議会の議員報酬の臨時措置に関する条例
- 第16 会議案第3号 奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第17 会議案第4号 議員の派遣承認について
- 第18 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第19 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第20 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長相澤公
企画	財政課	参事小澤克則
総務	課	長辻脇泰弘
会計	管理者兼	会計課長横山誠
町	民	生活課長田野義美
建設	環境	課長加藤一之
産業	観光	課長石塚俊也
保健	福祉	課長鈴木久枝
教育	委員会	事務局長松本正志
町立	病院	事務長杉野和博
建設	環境	課課長補佐石川裕二
保健	福祉	課課長補佐辻脇真理子
保健	福祉	課課長補佐遠藤友幸
企画	財政	課課長補佐井上健二
代表	監査	委員中野浩二
農業	委員会	会長小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静	
議	会	庶	務	係	主	査	釣	本	真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日の出席、大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。
なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を解放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、5番石川議員、6番笹木議員を指名いたします。

日程第2 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9 時 5 9 分)

●議長

日程第2、議案第5号「奈井江町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日お疲れさまです。
それでは議案書40ページをお開きください。
議案第5号「奈井江町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例」。
令和4年6月17日提出、奈井江町長。
本案につきましては、各種予防接種における集団から個別への接種方法変更や現状の町内医療体制の変化に対応するため、委員構成を改めるものであります。
詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長
保健福祉課長。

●保健福祉課長
第2回定例会、ご出席大変お疲れさまでございます。
それでは私のほうから「奈井江町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。
定例会資料7ページをお開きください。
この委員会は、予防接種に起因する健康被害が発生した際、医学的見地から調査等を依頼するものでありますが、現状の接種方法や医療機関等の体制などを考慮し、第3条の委員について、委員数を4名以内とし、第4号に町長が認めた者を加え、そのほか文言の修正を行っており、令和4年4月1日から適用するものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長
質疑なしと認めます。討論を行います。

(なし)

●議長
討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時02分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書41ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」。

奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

本案につきましては、し尿処理業務を適正かつ安定的に行うために、し尿処理手数料に工事用仮設トイレの手数料を追加するものであります。

詳細については担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

第2回定例会への出席、大変お疲れ様です。

それでは私のほうから、議案第6号「奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げますので、定例会資料8ページ、資料3、新旧対照表をお開き願います。

今回の改正につきましては、昨今、工事現場等の仮設トイレの収集が増加する中、一般家庭の計画収集とは別に、リース業者の都合に合わせた個別の収集が求められることから、その費用について受益者に適切な負担を求めようとするものでありまして、条例の別表第1中の3、し尿処理手数料について、従前、ひとくくりであった設定を一般家庭、事業所の常設トイレ、工事用仮設トイレとに分け、工事用仮設トイレについて収集数量に応じて賦課する額のほかに加算料金5,500円の設定を行うものであります。

以上、奈井江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書42ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

令和4年6月17提出、奈井江町長。

本案につきましては、根拠法令の条項を追加する文言整理及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料徴収基準表の一部を見直し、第8階層に係る保育料の減額を行うものであります。

附則において、令和4年4月1日から適用することとしております。

以上、「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第5、議案第9号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の45ページをお開きください。

議案第9号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」。

地方自治法の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。
令和4年6月17日提出、奈井江町長。

本規約の変更については、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、本規約の一部を変更することについて協議するため、提出するものであります。

以上、「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」ご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第6、議案第10号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書46ページをお開きください。

議案第10号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」。

地方自治法の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

本規約の変更については、議案第9号同様、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、本規約の一部を変更することについて協議するため、提出するものであります。

以上、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時10分)

●議長

日程第7、議案第11号「北海道市町村総合事務組合同約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書47ページをお開きください。

議案第11号「北海道市町村総合事務組合同約の変更について」。

地方自治法の規定により北海道市町村総合事務組合同約を次のとおり変更する。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

本規約の変更については、議案第9号、10号と同様、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、本規約の一部を変更することについて協議するため、提出するものであります。

以上、北海道市町村総合事務組合同約の変更についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第 8、議案第 13号「工事請負契約について（奈井江町新庁舎建設建築主体工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の50ページをお開きください。

議案第 13号「工事請負契約について」。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、契約の目的、奈井江町新庁舎建設建築主体工事。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約の金額、9億7,130万円。4、契約の相手方、奈井江町砂子・鈴木東建特定建設工事共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第9、議案第14号「工事請負契約について（奈井江町新庁舎建設電気設備工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書52ページをお開きください。

議案第14号「工事請負契約について」。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求めます。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、契約の目的、奈井江町新庁舎建設現地設備工事。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約の金額、3億4,430万円。4、契約の相手方、札幌市北海電工・キムラ工業特定建設工事共同企業体であります。

入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第14号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時15分)

●議長

日程第10、議案第15号「工事請負契約について（奈井江町新庁舎建設機械設備工事）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書54ページをお開きください。
議案第15号「工事請負契約について」。
下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。
令和4年6月17日提出、奈井江町長。
記といたしまして、1、契約の目的、奈井江町新庁舎建設機械設備工事。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約の金額、3億745万円。4、契約の相手方、札幌市池田・高橋・北晶特定建設工事共同企業体であります。
入札の概要については、次ページの執行調書をご覧ください。

以上、工事請負契約についてご説明いたしました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第15号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時17分)

●議長

日程第11、議案第12号「固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書は48ページをお開きください。

議案第12号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」。

固定資産評価審査委員会委員、後藤臣作氏が令和4年6月30日付をもって任期満了となるので、後任に高田裕幸氏を選任いたしたく、地方税法の規定により町議会の同意を求めるものであります。

令和4年6月17日提出、奈井江町長。

高田氏の履歴については、次ページに掲載しております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第12 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時18分)

●議長

日程第12、意見案第1号「食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第1号「食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望したい。

令和4年6月21日提出、提案者奈井江町議会議員、竹森毅。

賛成者、奈井江町議会議員、遠藤共子、同じく大関光敏。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣。

2ページをお開きください。

「食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書」。前文を省略いたします。

記といたしまして、1、世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した原油価格高騰等総合緊急対策の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況を踏まえ、継続的な対策として拡充・強化すること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産、消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日、北海道空知郡奈井江町議会議員。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。3番、竹森議員。

●3番

3番。提出議員の立場から補足説明をいたします。

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス感染症終息後の需要回復を見込んだ原油などの価格上昇や、ロシアによるウクライナ侵攻により原油生産資材や穀物相場が歴史的な高騰を続けており、日本国内でも食料品等の相次ぐ値上げで、国民生活に大きな影響を及ぼしております。

こうした中、日本政府は7月26日に原油価格物価高騰等総合緊急対策を示しましたが、ウクライナ侵攻の長期化などで、さらなる価格高騰も懸念されております。

また、我が国においては、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、有事の際の食料をいかに確保するのか、自国の食料は自国で生産・消費するという食料安全保障が改めて重要視されています。

つきましては、農業者がこれからも安定して経営を継続できるよう、我が国の食料安全保障を強化するための食料自給率の向上、国内生産の基盤強化など、新たな施策及び予算の確保と国民への理解醸成を図るよう、意見書を提出いたします。

全議員の賛成をもって採択されるようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は提案のとおり可決されました。

日程第13 意見書第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時23分)

●議長

日程第13、意見案第2号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

意見案第2号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望したい。

令和4年6月21日提出。

提案者、奈井江町議会議員、大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく竹森毅。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

次ページでございます。

「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」。前文を省略いたします。

記といたしまして、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層維持するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日、北海道空知郡奈井江町議会議員長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。2番、大関議員。

●2番

2番。提出議員の立場から補足説明をいたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において、本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林、林業、木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実強化を図ることが必要である。よって、この意見書を提出するものであります。

皆様のご賛同をいただき、採択されますようよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり可決されました。

日程第14 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時28分)

●議長

日程第14、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月21日提出。

提出者、奈井江町議会議員、大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく篠田茂美。

提案理由。奈井江町議会議員のなり手不足の改善、議会の活性化のため、議員報酬等を改定し、待遇改善を図るため、本条例を一部改正いたしたい。

次ページでございます。

「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」。改正文につきましては省略をいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば、発言を許します。8番、大矢議員。

●8番

8番。提出者の立場で補足説明を申し上げます。

議員のなり手不足の改善、議会の活性化のため、奈井江町議会にふさわしい議員報酬のあり方について、奈井江町特別職報酬審議会に意見を伺っていましたが、結論をいただきましたので、その答申に従って改正するものであります。全議員の賛成のほどよろしくお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 会議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時30分)

●議長

日程第15、会議案第2号「奈井江町議会の議員報酬の臨時措置に関する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第2号「奈井江町議会の議員報酬の臨時措置に関する条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月21日提出。

提出者、奈井江町議会議員、大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく大関光敏。

提案理由。改正した議員報酬等について、新たな任期から適用するため、本条例を制定いたしたい。

次ページでございます。

「奈井江町議会議員報酬の臨時措置に関する条例」。条文につきましては省略をさせていただきます。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。第2項、臨時措置の期間、この条例は令和5年4月30日をもって、その効力を失う。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。8番、大矢議員。

●8番

8番。提出者の立場で補足説明を申し上げます。

今ほど会議案第1号で議員報酬、期末手当を改正いたしましたが、この条例に関わらず、今任期中である令和5年4月30日までは現在の報酬、期末手当とする臨時措置をするため、制定するものであります。

全議員の賛成のほどよろしくお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 会議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時32分)

●議長

日程第16、会議案第3号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第3号「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」。

上記議案を地方自治法第112条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年6月21日提出。

提出者、奈井江町議会議員、笹木利津子、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく篠田茂美。

提案理由。重大な感染症の蔓延、または大規模な災害等の発生により、委員会を開会する場所への委員の参集が困難と認められる場合において、委員がオンラインを活用し、委員会へ参加できるようにするため、本条例を一部改正いたしたい。

次ページでございます。

「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」。改正文につきましては省略をさせていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。6番、笹木議員。

●6番

6番。提出議員の立場より補足説明をいたします。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響や働き方改革など、オンライン会議への移行が増えてきております。今回提出します「奈井江町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症、そのほか重大な感染症の蔓延、また大規模な災害等の発生により委員会を開催する場所への委員の参集が困難であると認める場合、委員長の許可を得て、オンラインを活用しての委員会を開催できるとしたものであります。

また、委員会の開催場所への参集が困難という特例的、緊急避難的な要件の下、最低限必要な範囲での改正案であります。

全議員の賛同をもって採択されますよう、よろしく願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

会議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 会議案第4号の上程・説明・承認

(10時17分)

●議長

日程第17、会議案第4号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第4号「議員の派遣承認について」。

下記日程のとおり議員を派遣したいので承認を求める。

令和4年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、北海道町村議会議員研修会派遣について。1、派遣先、札幌市札幌コンベンションセンター。2、期日、7月6日、水曜日。3、派遣議員、全議員。4、経費、6万9,000円以内。

2、空知町村議会議員研修会派遣について。1、派遣先、秩父別町。2、期日、7月14日、木曜日。3、派遣議員、全議員。4、経費、4万8,000円以内。

3、北海道町村議会広報研修会派遣について。1、派遣先、札幌市ポールスター札幌。2、期日、8月23日、火曜日。3、派遣議員、広報常任委員。4、経費、1万8,000円以内。

以上でございます。

●議長

本案は提案のとおり承認することにしたいと思えます。

なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任願います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 18 調査第 1 号の上程・説明・付託

(10時37分)

●議長

日程第 18、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」。

議会運営委員長より地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申出があったので、これを付議する。

令和 4 年 6 月 21 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会定例会までの間に開かれる（臨時会も含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、時期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 19 調査第 2 号の上程・説明・付託

(10時37分)

●議長

日程第 19、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申入れがあったので、これを付議する。

令和4年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。調査番号・調査事項、調査第1号、定住対策について。調査第2号、町有林の維持管理について（現地調査を含む）。調査第3号、町税の賦課徴収状況と財政状況について。調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 調査第3号の上程・説明・付託

（10時39分）

●議長

日程第20、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨、申入れがあったので、これを付議する。

令和4年6月21日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は広報常任委員会に付託することに決定いたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年奈井江町議会第2回定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時40分)